

学校徴収金の集金方法(口座振替)について

本校では、「ゆうちょBIZダイレクト」を利用し、学校徴収金の口座振替をおこないます。

つきましては、保護者の皆様に、口座振替の概要をお知らせしますので、趣旨等をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 自動払込の仕組み

お子様の教育活動に必要となる経費のうち、保護者様に負担いただいている教材費・学級費等につきまして、「ゆうちょBIZダイレクト」という制度を使用した、ゆうちょ銀行口座からの自動払込(引き落とし)による集金方法とさせていただきます。(常盤松中学校でも同制度を使用しています。)

年度はじめにご家庭のゆうちょ銀行口座を学校に登録していただきます。引き落とし日までに、口座に集金額がある状態にしていただき、引き落とし日に学校へ自動で納入される流れとなります。

2 自動払込の利点

- これまで、お子様に学校へ現金を持たせる徴収方法であったため、紛失や盗難の心配がありましたが、それらは解消されます。
- 保護者様がお使いの口座からの自動引き落としを行うことで、保護者様の利便性を向上させることができます。
- 学校での徴収業務が効率的になり、担任等の事務量が軽減することによってゆとりが生まれ、お子様たちと向き合う時間を増やすことが期待できます。
- インターネットバンキングにより、一切現金を取り扱うことがなくなり、全ての収支に記録が残るため、会計処理上のミスや不祥事を防止することが期待できます。

3 自動払込の実施日

毎年度 5月、10月、1月の原則年3回の自動払込(引き落とし)で徴収いたします。

自動払込は払込月の16日に実施します。

※ 同月26日に再払込日を設定しますが、残高不足にならないようご確認いただき、口座へのご入金をする場合は、払込日の前日までにお願いします。

※ 払込日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日に実施します。

4 自動払込額及び手数料について

年間の見込額に基づき算出した自動払込額を、年度はじめにお知らせいたします。

保護者様の口座からの払込1回あたり、10円の手数料がかかりますので、振込額に併せて徴収させていただきます。ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座から払込を可能にすると、手数料が高くなります。保護者様の負担を極力少なくするため、本校では払込のための口座をゆうちょ銀行に限定させていただきますので、ご理解とご協力を願いいたします。

5 ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合

現時点で、ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合は新たに口座開設をお願いいたします。

(ゆうちょ銀行流山店をご利用なさる方は、事前に予約が必要となっております。

右の QR コードからご予約ください。)



※ご家庭の事情でゆうちょ銀行の口座開設が出来ない場合は、本校事務職員へご相談ください。

残高不足により自動払込(引き落とし)ができなかった場合、再払込日の 26 日までにご家庭の口座へ、ご入金をお願いします。それでも自動払込(引き落とし)ができなかった場合は、ゆうちょ銀行 ATM より学校指定の口座へ直接払込をお願いすることになります。児童を通じて保護者様あてに「払込書」をお渡ししますので、各自でお振り込み下さい。(手数料は保護者様負担となります。)

学校での集金はいたしませんのでご了承下さい。

6 自動払込利用申込書の提出について

- ① 学校徴収金の集金方法について(口座振替)について
- ② 自動払込利用申込書
- ③ 自動払込利用申込書(見本)

この中から、②自動払込利用申込書 を 封筒 に入れて記名をし、ご提出ください。

※ご兄弟が在籍の方でも、児童1人につき1枚の提出が必要となります。

7 その他

- ・校外学習等による集金は、保護者様と旅行会社での直接支払を検討しておりますが、旅行会社によっては直接支払に対応していないことがあるので、現金集金を行う可能性もあります。
- ・口座振替手続きに係る個人情報は、児童卒業後に削除します。
- ・年度途中で転出される場合は、精算の必要があります。返金等が生じた場合には、1 件 66 円の手数料を差し引いて、ご登録いただいたゆうちょ銀行口座に振り込みます。
- ・その他のお問い合わせは本校事務職員までお願ひします。(04-7152-4604)